

介護ロボット等導入事業に係る注意事項

1. 事業の目的

介護ロボット等の導入により、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整備することを目的とします。

2. 介護ロボット機器等とは（例示）

介護ロボット

- ①移動支援介護ロボット、移乗支援介護ロボット、排泄支援介護ロボット、入浴支援介護ロボット、見守り支援介護ロボット、コミュニケーション支援介護ロボット

その他

- ②床走行式リフト
- ③調理支援機器（自動調理器、加熱・冷蔵機能を備えた配膳車）
- ④バイタル情報通知機器、システム（ウェアラブル端末を除く。）
- ⑤特殊浴槽

3. 補助対象事業 ※詳細は手引きをご覧ください。

2の①～⑤を導入する事業

【ポイント】以下のものは補助対象外です！！

- ・一般的な用途に限定される機器の導入（利用者へのサービス以外に使用するもの）

4. その他

- (1) 介護ロボット導入事業の申請にあたっては、介護ロボット（導入済みの内容を含む）の詳細がわかる資料を添付してください。
- (2) 各種別の介護ロボットの定義については「『ロボット技術の介護利用における重点分野』の定義」（別添／国資料）をご確認ください。
- (3) 以下を参考にしつつ、従前の介護職員等の人員体制、介護ロボット導入後に見込む介護職員等の人員体制、利用者のケアの質の確保や介護従事者の賃金の向上等処遇改善に資する取組について導入計画書にご記載ください。
 - ・「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省 HP）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>
 - ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧
https://www.nttdatastrategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf
- (4) 本補助金において介護ロボット等を導入する介護事業所は、京都府への事業計画及び導入効果の報告とは別に、厚生労働省老健局高齢者支援課に導入製品の内容や導入効果等を報告してください。導入効果報告書については厚生労働省から様式が示され次第、別途ご案内します。
- (5) 本事業で補助を受けた事業所については、科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集への協力が必須となりますので御留意ください。